

岐阜県公報

第二千九百七十一号
平成三十年八月十日

(金曜日)

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定	(環境管理課) 五二二
土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定	(同) (五二二)
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 五二二
道路の区域変更	(道路維持課) 五三三

公示

土地改良事業計画の変更の適当の決定	(農地整備課) 五三三
公共測量の実施	(用地課) 五二四
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所) 五二四
土地改良区の定款変更認可	(同) (五二五)
土地改良区役員の退任及び就任	(可茂農林事務所) 五二六
土地改良区役員の就任	(同) (五二六)
落札者等に関する公示	(会計課) 五二六

告示

岐阜県告示第三百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 要措置区域

- 一 恵那市武並町竹折折坂一九九番一三〇及び二〇八の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置
盛土

岐阜県告示第三百九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 形質変更時要届出区域

恵那市武並町竹折字折坂一九九番五四、二二九、一三〇、一三一、一三二、一三四、一三五、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四八、一四九、一五六、一九五、二〇二、二〇三、二〇七、二〇八、二一〇、二二二及び二二四の各一部
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

岐阜県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市青墓町字城ヶ谷一八二二、一八二三、一八四九、一八五〇、字寒谷一八六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城ヶ谷一八二二・一八二三・一八四九・一八五〇・字寒谷一八六四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町西乙原字榎ヶ平二二八四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
<p>養老郡養老町勢至字江ノ尾一四五の二六・一四五の三三から一四五の三六まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、一四五の三七から一四五の三九まで、字行平一五五の一四四・一五五の一七六から一五五の一七九まで・一五五の二一九(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、一五五の一七三から一五五の一七五まで</p> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>字江ノ尾一四五の三六から一四五の三九まで・字行平一五五の一七三から一五五の一七七まで(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、一五五の二一九</p> <p>2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>岐阜県告示第四百二二号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成三十年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十年八月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>							

<p>土地改良事業計画の変更の適当の決定</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成三十年八月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>			
公 示			
県道	大今垣尾線	安八郡輪之内町大字松内 字駒島揖斐川左岸堤防敷 地先(二八六八番一〇)から	安八郡輪之内町大字松内 字駒島揖斐川左岸堤防敷 地先(二八六八番一〇)から
同郡同町大字同	同郡同町大字同	同郡同町大字同	同郡同町大字同
字出口揖斐川左岸堤防敷	字出口揖斐川左岸堤防敷	字出口揖斐川左岸堤防敷	字出口揖斐川左岸堤防敷
地先(六八四番二)まで	地先(六八四番二)まで	地先(六八四番二)まで	地先(六八四番二)まで
後	前	後	前
七九 三・五	六九 九〇	七六 一〇一	七〇 九一
五五 四・七	五五 四・七	五六 六・七	五六 六・七
施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
多芸東部土地改良区	多芸東部地区	養老町役場	平成三〇・九・一〇から 同三〇・九・一七まで

就任した役員	土地改良区	役名	氏名	住所	所
平成 三〇・八・三〇	同	同	伏屋賢治	同	岐南町伏屋四丁目二六番地
同	同	同	小島進	各務原市神置町四丁目一三八番地	同
同	同	同	栗田榮三	同	三井町五丁目一五番地
同	同	同	船渡久洋	岐阜市芋島四丁目一七番五号	同
同	同	同	日比野正弘	各務原市前渡東町八丁目一九〇番地	同
同	同	同	岩田進	岐阜市柳津町東塚五丁目二一番地	同
同	同	同	高橋伸治	羽島郡笠松町北及二〇二〇番地	同
同	同	同	岩田悟	羽島市足近町南之川一三七番地	同
同	同	同	大橋勝好	同	小熊町西小熊一五五七番地一
同	同	同	味岡弘	同	正木町大浦一三〇三番地
同	同	同	浅野喜代司	同	竹鼻町飯柄九六四番地
同	同	同	田中博	同	福寿町間島五丁目二一番地
同	同	同	加藤木孝	羽島郡笠松町円城寺二五九六番地	同
同	同	同	今井正行	同	岐南町三宅七丁目一〇一番地
同	同	同	尾関貞克	各務原市上中屋町二丁目一九七番地	同
同	同	同	小川稔	岐阜市柳津町南塚三丁目一〇番地	同
同	同	同	大野成正	羽島市小熊町内粟野五九七八番地	同
同	同	同	花村直良	同	正木町上大浦三丁目五一一番地
同	同	同	加藤正義	羽島郡岐南町上印食四丁目一七八番地	同
同	同	同	戸田長壽	同	笠松町円城寺七七七番地
同	同	同	伏屋賢治	同	岐南町伏屋四丁目二六番地
同	同	同	小島進	各務原市神置町四丁目一三八番地	同
同	同	同	栗田榮三	同	三井町五丁目一五番地

土地改良区名	認可年月日
岐阜市合渡南土地改良区	平成三〇・七・三一

土地改良区	定款変更認可	氏名	住所
同	同	船渡久洋	岐阜市芋島四丁目一七番五号
同	同	佐々木秀治	各務原市山脇町六丁目七八番地
同	同	小川稔	岐阜市柳津町南塚三丁目一〇番地
同	同	高橋伸治	羽島郡笠松町北及二〇二〇番地
同	同	岩田悟	羽島市足近町南之川一三七番地
同	同	大橋勝好	同
同	同	味岡弘	同
同	同	永田和夫	同
同	同	田中博	同
同	同	武仲勝	羽島郡岐南町徳田八丁目一五四番地
同	同	奥村晃弘	各務原市大佐野町一丁目一〇〇番地
同	同	吉田晁	同
同	同	足立和俊	羽島郡笠松町長池六六番地
同	同	箕浦完治	羽島市足近町南宿六八八番地
同	同	浅野喜代司	同
同	同	竹鼻町飯柄	九六四番地

土地改良法の昭和二十四年法律第九十五号(第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。
 平成三十年八月十日
 岐阜県知事 古田 肇

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜市次木用水土地改良区	平成三〇・七・三一

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
各務用水土地改良区	平成三〇・六・五

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	名住	所
富加町木曾川右岸用水土地改良区	平成三〇・六・二七	理事	多治見 元雄	加茂郡富加町高畑	二八三番地一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	名住	所
富加町木曾川右岸用水土地改良区	平成三〇・七・二二	理事	渡邊 謙太郎	加茂郡富加町高畑	六一九番地八

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	名住	所
木曾川右岸用水土地改良区	平成三〇・七・二二	理事	伊藤 誠一	美濃加茂市西町三丁目	七七番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県民事 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察総合捜査管理システムの構築及び保守管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年5月17日
- 4 落札者を決定した日 平成30年6月28日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝浦一丁目2番3号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 神代 顕彰
- 6 落札金額 234,206,640円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成三十年八月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社